

インドネシアにおいて OI モデル契 約書 ver2.0 共同研究開発契約書 (新素材編、AI 編) を活用するに 際しての留意点



ACEMARK-IP

イエニー・ハリム

パートナー弁護士

ACEMARK-IP は、1999 年に設立された知的財産専門事務所である。当事務所は 50 人の専門メンバーを擁し、インドネシアにおける権利の保護と執行において海外の知的財産所有者を支援してきた多くの実績を有する。イエニー・ハリム弁護士は、20 年以上の経験を持つ訴訟専門家であり、また知的財産コンサルタントでもある。ハリム弁護士は、戦略的かつ正確・迅速なアドバイスによってクライアントからの信頼を獲得している。

【概要】

共同研究開発契約は、相互に合意された結果を達成するために、リソースとコストを共有することによって研究開発を共同で実行する 2 以上の当事者間における契約である。インドネシアにおいては、共同研究開発契約に関して、科学技術の研究開発を規制する法律と規則がある。

【詳細及び留意点】

1. 共同研究開発契約書の原則

契約の当事者は、原則として、契約条件を法令や公序良俗に反しない限り自由に定めることができる。

一般的に、共同研究開発契約書には、明確性、合法性、執行可能性を確保するために不可欠な項目を含める必要がある。契約書の典型的な項目は、当事者の身元、署名日、発効日、序文、定義、目的、義務または責任、支払条件、期間および終了日、秘密保持および非開示、補償および責任、紛争解決、準拠法、修正および変更、不可抗力、署名などである。

研究開発に関する共同契約は、研究開発の目的、範囲、成果物、スケジュール、研究開発の成果、誰がその成果を所有するのか、各当事者の役割と義務、費用の分

配、研究後のデータ、情報、成果の取り扱いについて明確かつ具体的に定義する必要がある。

2. インドネシアにおける共同研究開発に関する規制

2-1. 契約に使用する言語

2009年7月9日以降、インドネシア人が関与する契約や合意書には、インドネシア語を使用しなければならない。ただし、契約の当事者に外国人が含まれる場合は、契約に外国人当事者の言語および／または英語を含めることもできる（国旗、言語、紋章および国歌に関する2009年法律第24号第31条）^{※1}。また、当事者は、争いが生じた場合、どちらの言語を優先して解釈するかについて合意することができる。

※1 例えば、インドネシア企業と日本企業の契約では、インドネシア語と日本語（2か国語）、インドネシア語と英語（2か国語）、インドネシア語、日本語および英語（3か国語）の契約にすることが可能である。

インドネシアでの一般的な契約書では、次のような言語条項を規定する。

《参考》【使用言語】

本契約は、英語およびインドネシア語を用いて締結される。両文書は同一であり、本契約の締結時点で有効となる。各当事者は、本契約の英語テキストとインドネシア語テキストの間に矛盾がある場合、適用される法律で許可される範囲において、英語テキストが優先することに同意する。本契約の各当事者は、本契約の内容および結果を読み、理解したことを確認し、上記のような矛盾が生じた場合、英語テキストが優先することに異議がないことを確認する。

2-2. インドネシアにおける研究開発の留意点

2019年8月13日に、科学技術に関する国家制度法2002年第18号に代わる2019年第11号（以下、「科学技術に関する国家制度法」という。）が施行された。この法律の施行によって、インドネシアで研究活動を行おうとする外国人は、

研究・技術・高等教育省、またはその他の関係当局から研究許可証（Surat Ijin Penelitian）を取得しなければならない（科学技術に関する国家制度法第 75 条）。

研究の性質によっては、倫理審査委員会による倫理審査が必要となる場合があり、これは、人を対象とする研究や機密性の高いデータを扱う研究においては特に重要である。この研究倫理審査の申請は、国立研究・イノベーション機構（NRIA）の研究倫理審査情報システム（<https://klirensetik.brin.go.id/prosedur>）を通じて行う。外国人研究者またはインドネシアの研究パートナーは、このポータルにログインし、研究に倫理的審査が必要かどうかを確認することができる。

研究開発の成果は、法律に別段の定めがない限り、公表・普及されなければならない（科学技術に関する国家制度法第 21 条）。一次データおよび研究開発の成果は、中央政府に引き渡され、保管されなければならない（科学技術に関する国家制度法第 40 条）。別段の合意がない限り、政府資金による共同研究開発の結果としての知的財産権は政府に帰属し（科学技術に関する国家制度法第 22 条）、かつ、研究者はインドネシア企業に技術を移転しなければならない（科学技術に関する国家制度法第 73 条）。外国の科学技術機関から資金提供を受ける場合、外国人およびインドネシア人は、法令を遵守し、インドネシア社会に有用な成果を生み出し、既存のインドネシアの科学技術資源を活用し、インドネシアの人材を研究開発の協力者として関与させ、また、インドネシアの協力者に対して資料を開示し、技術を移転し、一次データおよび成果物を引き渡し、協力者と利益を比例配分し、さらに、物理的および／またはデジタル移転に関しては、契約を締結しなければならない（科学技術に関する国家制度法第 76 条）。生物多様性に関連した資源、現地の標本、社会的・文化的資産、伝統的知識などについて、インドネシア国内でこれらの検査が可能な場合は、物理的またはデジタル形式でこれらを譲渡することは、一切禁止されている（科学技術に関する国家制度法第 77 条）。

生産される商品・サービスの生産性と競争力を高めるために、研究開発にその収益を充てる事業体には、購入保証や政府調達への電子カタログへの革新的製品である

この表示という形でインセンティブが与えられる（科学技術に関する国家制度法第 38 条）。また、事業体は、税制上の優遇措置、関税・物品税の優遇措置、技術支援を受けることができる（科学技術に関する国家制度法 第 89 条）。

科学技術に関する国家制度法第 21 条、第 40 条、第 75 条、第 76 条に違反した場合、行政処分の対象となる（科学技術に関する国家制度法第 92 条）。外国人が、科学技術に関する国家制度法第 92 条に規定する違反を繰り返した場合、刑事罰の対象となる（科学技術に関する国家制度法第 93 条～第 96 条）。

3. モデル契約書の留意点

3-1 AI に関するモデル契約書

OI モデル契約書 ver2.0 共同研究開発契約書の AI 編の【別紙(1)】「5 具体的作業内容（範囲、仕様等）」において、甲および乙（契約の両当事者である甲および乙（英文契約書の「Party A」および「Party B」に該当する。））の担当作業を、以下のように規定している。

【別紙(1)】 5 具体的作業内容（範囲、仕様等）

(1) 甲の担当作業：次のとおりとする。

- 対象データの収集
- 対象データの前処理
- 対象データにアノテーションを行うことによる学習用データおよび本学習用データセットの作成
- 本学習済みモデルおよび本連携システムの開発および本ドキュメントの作成

(2) 乙の担当作業

- 対象データの収集および甲への提供
- 対象データにアノテーションを行う際のノウハウ提供
- 本学習済みモデルの精度の向上に必要な介護事故の発生原因や検知に関するノウハウ・知見の提供

➤ 本学習済みモデルおよび本連携システムの性能評価

ただし、第 11 条では、対象データは、乙から甲に提供されるものとされているため、甲には対象データを収集する義務はなく、収集データの合法性について責任を負う必要はない。「収集」という文言は、データ保護法、研究許可、倫理許可を必要とする収集データ（写真データを含む）の確認まで行うように解釈できる。よって、甲が、乙から提供されるデータ以外に積極的に収集することがないのであれば、【別紙(1)】「5 具体的作業内容（範囲、仕様等）」の（1）部分は、以下のよう修正すべきである。

《修正案》【別紙(1)】 5 具体的作業内容（範囲、仕様等）

(1) 甲の担当作業

- 乙からの対象データの受領
- 対象データの前処理
- 対象データにアノテーションを行うことによる学習用データおよび本学習用データセットの作成
- 本学習済みモデルおよび本連携システムの開発および本ドキュメントの作成

3-2 新素材に関するモデル契約書

OI モデル契約書 ver2.0 共同研究開発契約書の新素材編の第 20 条第 1 項では、当事者が契約に違反した場合、当該当事者は損害賠償責任（合理的な弁護士費用を含む）を負うと規定されている。インドネシアでは、裁判所に対する当事者の代理人として弁護士を選任することが義務付けられていないため、裁判所に対する損害賠償請求において弁護士費用を請求することはできない。しかし、合意書に記載することは認められており、強制執行が可能である。

また、第 20 条第 2 項では、一方の当事者が本契約に違反した場合、または違反する可能性がある場合、他方の当事者はそのような行為に対する差止めを求め、損害を防止し信頼を回復するための措置を請求することができるとされている。イン

ドネシアでは、特許・商標侵害事件を除き、裁判所に提出された差止命令は、訴訟を提起した後に決定されるため、訴訟事件とともに審理される。裁判所は、審理の後、仮差止命令を出すことができる。仮処分の申立は認められないが、当事者は、相手方に対し、行為の差止めを求める催告書を送付することができる。

4. インドネシアにおける一般的追加条項

民法第 1266 条は、債務不履行による契約解除は裁判所に請求しなければならないと規定しており、民法第 1267 条は、不履行当事者に義務の履行または契約の解除を強制するために要した費用の賠償、損害賠償、利息を請求できると規定している。

これらの規定が、当事者間での契約解除の妨げとならないように、契約の解除または早期解約に関する裁判所規則の放棄について、契約書に規定するのが一般的である。

インドネシアでの一般的な契約書では、次のような放棄条項を規定する。

《参考》【契約の解除または早期解約に関する裁判所規則の放棄】

両当事者は、本契約の解除または早期終了に事前の司法承認が必要な場合、およびインドネシア民法第 1267 条によって裁判所命令が妨げられるものと解釈される場合に限り、インドネシア民法第 1266 条を取消不能の形で放棄する。

【ソース】

- ・特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・インドネシア民法

<https://www.refworld.org/pdfid/3ffbd0804.pdf> (英語)

- ・科学技術に関する国家制度法 2019 年第 11 号

<https://peraturan.go.id/id/uu-no-11-tahun-2019> (インドネシア語)

- ・国旗、言語、紋章および国歌に関する 2009 年法律 第 24 号

<https://peraturan.go.id/id/uu-no-24-tahun-2009> (インドネシア語)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)